

令和3年1月13日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、令和3年1月12日付け災対第2250号で示された「レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請等」を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

- (1) 期 間：令和3年1月17日～2月7日
- (2) 人数上限：5,000人以下
- (3) 収 容 率
  - ①屋内は50%以下
  - ②屋外は人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
- (4) 開催時間：午後8時まで

#### 2 公共施設等について

午後8時以降の外出自粛の徹底を図るため、以下のとおり対応します。

- (1) 期 間：令和3年1月14日～2月7日
- (2) 利用制限（利用不可）
  - ①区分貸し施設：夜間区分等の午後8時以降
  - ②時間貸し施設：午後8時以降※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。
- (3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり
- (4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

#### 3 参考資料

○令和3年1月12日付け災対第2250号「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取り組みについて」